

神奈川大学教育支援センター規程

第1章 総則

(設置)

第1条 神奈川大学及び神奈川大学大学院（以下「本学」という。）に神奈川大学教育支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的及び活動)

第2条 センターは、本学における教育の質保証及びその一層の向上を図ることを目的とする。

2 センターは、前項の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 本学の教育理念並びに各学部及び各研究科（以下「学部等」という。）の教育目標に基づき、教員の自主的・自律的な日常的教育改善を実施する活動及びそれを支援するため、教員と職員とが協働し、本学学生（以下「学生」という。）の参画を得て、組織的な研修及び研究を実施するファカルティ・ディベロップメント活動（以下「FD」という。）を行う。
- (2) 横浜キャンパス及び湘南ひらつかキャンパスにそれぞれKUスクエアを置き、学生の学習及び生活への円滑な適応を支援する活動（以下「学生支援」という。）を行う。

第2章 教育支援センター

(職員)

第3条 センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 副所長 2名（FD担当及びKUスクエア担当各1名）
- (3) センター業務に従事する教育職員
- (4) 事務部長又は事務部次長
- (5) 課長、課長補佐及び事務職員

(所長)

第4条 所長は、専任教育職員のうちから学長が指名し、センターを代表し、業務を統括する。

- 2 所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 所長が欠けたとき、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副所長)

第5条 副所長は、第9条第2項第3号及び第9号に規定する者のうちから所長が指名する。

- 2 副所長は、所長を補佐してセンターのそれぞれの担当業務をつかさどる。
- 3 副所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 副所長が欠けたとき、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター業務に従事する教育職員)

第6条 センター業務に従事する教育職員は、神奈川大学特任教員規程第6条第2項に規定する特任教員とする。

- 2 センター業務に従事する教育職員は、所長の命を受け、第8条に規定する業務に従事する。

(事務部長等)

第7条 事務部長又は事務部次長は、事務職員をもって充て、所長を助けてセンターの業務を処理する。

- 2 課長は、事務部長又は事務部次長の命を受けて、センターの事務を処理する。
- 3 課長補佐は、課長を助けてセンターの事務を処理する。
- 4 事務職員は、上司の命を受けてセンターの事務に従事する。

(業務)

第8条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) FDに関する次に掲げる業務
 - ア FDの計画的・組織的な推進及びその評価に関すること。
 - イ 学部等FD委員会その他の委員会との連携及び支援に関すること。
 - ウ FDに関する調査・研究に関すること。
 - エ 授業アンケートの企画・実施及び組織的活用への支援に関すること。
 - オ FD研修会（新任教員研修等を含む。）の企画及び実施に関すること。
 - カ FDに関連する情報の収集及び提供に関すること。

- キ 教育職員のための授業相談に関すること。
- ク その他FDに必要な業務に関すること。
- (2) 学生支援に関する次に掲げる業務
 - ア 学生の日常的・継続的な学習相談その他の相談に関すること。
 - イ ピア・サポート（学生相互の助け合い）及びピア・エデュケーション（学びあい）の運営に関すること。
 - ウ 障がいのある学生への支援に関すること。
 - エ 学生ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
 - オ その他学生支援に関すること。
- (3) その他センターの目的達成に必要な次に掲げる業務
 - ア 学習相談員並びにティーチング・アシスタント及びチュードレント・アシスタント（教育活動を補助する学部生）に関すること。
 - イ センター刊行物の作成に関すること。
 - ウ その他センターの業務に関すること。

第3章 FD・学生支援推進委員会

(FD・学生支援推進委員会)

第9条 センターに、センターの業務に関する事項を審議するためにFD・学生支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 各学部FD委員会委員長
- (4) 学修進路支援部長又は副部長のうちから選出された者 1名
- (5) 学生生活支援部長又は副部長のうちから選出された者 1名
- (6) メディア教育・情報システム委員会、入試管理委員会及び大学院学務委員会から選出された者 各1名
- (7) センター業務に従事する教育職員
- (8) センター事務部長又は事務部次長
- (9) その他学長が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

4 委員会に副委員長を置き、副所長をもって充てる。

(任期)

第10条 前条第2項第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における欠員補充による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第11条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) FDに必要な制度及び方針に関すること。
- (2) FDの企画及びその実施計画の立案に関すること。
- (3) 学生支援のための事業計画に関すること。
- (4) センター業務の自己点検・評価に関すること。
- (5) センターの予算に関すること。
- (6) 学長から諮問されたこと。
- (7) その他センターの目的達成に必要なこと。

2 委員長は、審議の結果を学長に報告するものとする。

(会議)

第12条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がこれを代行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(議事録)

第13条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(小委員会)

第14条 委員会は、KUスクエアに関わる業務について協議するために、委員会の下に、KUスクエア小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

2 小委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) KUスクエア担当副所長
- (2) センター業務に従事する教育職員
- (3) センター事務部長又は事務部次長
- (4) その他所長が必要と認めた者

3 小委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) KUスクエアの企画及びその実施計画に関すること。
- (2) 委員会から諮問されたこと。
- (3) その他KUスクエアの業務達成に必要なこと。

4 小委員会委員長は、KUスクエア担当副所長をもって充てる。

5 小委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

6 小委員会委員長は、協議の結果を委員長に報告するものとする。

第4章 各学部及び各研究科FD委員会

(各学部及び各研究科FD委員会)

第15条 学部等のFDを推進するため、学部等内にFD委員会を置く。

2 学部等FD委員会には、委員長を置き、構成員、業務等については、学部等が定める。

第5章 補則

(事務の所管)

第16条 委員会及び小委員会に関する事務は、センターが所管する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の議を経て理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 神奈川大学ファカルティ・ディベロップメント全学委員会規程（平成21年3月26日規程第803号）は、廃止する。